

## ま え が き

「厚生労働省 海外情勢報告」は、諸外国の労働情勢及び社会保障情勢全般に関する情報を整理・分析し、広く提供することを目的として、厚生労働省において取りまとめ、公表しているものです。

今回は、前半で「諸外国における外国人労働者対策」を特集しています。外国人労働者問題については、09年6月にOECD移民ハイレベルフォーラムが開催されるなど、世界的な関心も高まっています。また、近年、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスにおいても関連施策の変更が行われ、その動きは主に「高度の専門的な知識・技術を有する外国人」に焦点が当てられています。

我が国においても、07年の雇用対策法の改正により、このような外国人の我が国における就業促進が国が講ずべき雇用対策として位置づけられました。また、本年に入って、法務大臣の私的懇談会である「第五次出入国管理政策懇談会」から報告が出され、社会経済の活性化の観点から高度人材その他専門的・技術的分野の外国人材の受入れをより強力に推進することなどが指摘されました。

外国人労働者の受入れが我が国の社会に及ぼす影響を総合的に検討するためには、外国人労働者を受け入れてきた歴史を持つ国々の制度や現状を参考にする必要があります。そこで、特集部分では、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、EUの外国人労働者の現状や受入制度、受入れに伴う各種の取組等について調査しています。

報告の後半では、2009年を中心に欧米、アジア諸国の労働情勢及び社会保障情勢を紹介しています。諸外国の労働情勢を概観いたしますと、アメリカでは失業率は10%前後で推移しているものの、雇用者数の減少幅は縮小傾向にあります。イギリス、ドイツでは失業率はほぼ横ばいで、フランスの失業率は上昇傾向にあります。アジア諸国では、中国やその他の多くの国々で、景気は緩やかな回復を示しているものの雇用情勢は厳しいままです。

社会保障の分野では各国で様々な制度改革が実施されました。アメリカでは、医療保険非加入者に医療保険を提供することなどを目指す制度改革の議論がなされています。

イギリスでは、高齢化社会を前に個人の退職後の蓄えを十分なものとするため、すべての事業主に従業員年金の一部負担を義務づける制度改革が行われています。フランスでは、生活困窮者に一定の生活資金を保障するとともに低収入の労働者の就労所得を補足する積極的連帯所得(RSA)が導入されました。

このように世界中で労働・社会保障情勢が激動する中で今回の報告が、読者の皆様の理解を深める上で参考になれば幸甚です。

2010年3月

厚生労働省大臣官房総括審議官 村 木 太 郎